

各保険医療機関等の長 殿

茨城県保健福祉部長  
(公印省略)

平成18年度医療福祉（マル福）制度の改正について

円滑な医療福祉制度の実施につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
医療福祉制度（マル福）は、受給者の利便性を図るため、皆様のご協力を得て、妊産婦以外の受給者については医療福祉費請求書（様式第6号・ピンク色の用紙）の提出により現物給付で、妊産婦については妊産婦医療福祉費支給申請書（様式第9号・水色の用紙）の提出により自動償還払いで実施させていただいておりますが、医療事務の簡素化及び受給者の利便性を図るため、平成18年7月診療分より下記のとおり、妊産婦以外の受給者については、医療福祉費請求書による請求を廃止し、診療報酬明細書による請求方式に改正させていただきます予定です。

この請求方式の改正により、医療費請求システムの変更など一部ご負担をおかけしますが、受給者からの医療福祉費請求書の受領や医療福祉費請求書への転記等がなくなることにより事務処理の効率化が図れるものと考えております。

なお、他の公費負担医療と同様に診療報酬明細書による請求方式となることから、医療福祉費請求書に記入いただく事務手数料としてお支払しております事務交付金を併せて廃止させていただきます予定ですので、改正の趣旨をご理解のうえご協力の程よろしくお願いいたします。

事務処理方法等の詳細につきましては、後日お知らせいたします。

記

1 改正実施時期 : 平成18年7月診療分から

2 改正内容

- ◇ 診療報酬明細書（レセプト）の公費欄記入により、医療福祉費を請求する方法となります。
- ◇ 医療福祉費請求書（ピンク色の用紙）は平成18年6月診療分まで使用できますが、7月診療分からは使用できません。
- ◇ 医療福祉費請求書（ピンク色の用紙）の提出先は国保連合会でしたが、改正により、レセプトとして提出することとなるので、国保分は国保連合会へ、社保分は社会保険診療報酬支払基金に提出していただき、それぞれの審査支払機関で各市町村に医療福祉費を請求し、各市町村からの医療福祉費を国保連合会と支払基金が取りまとめて、貴医療機関等へ支払う方式となります。
- ◇ 妊産婦分は、引き続き、妊産婦医療福祉費申請書（様式第9号・水色の用紙）により、国保連合会へ提出願います。

<公費負担者番号> \*新様式の医療福祉費受給者証に記載されています。

(公費負担者番号の記載がない旧様式の受給者証は無効)

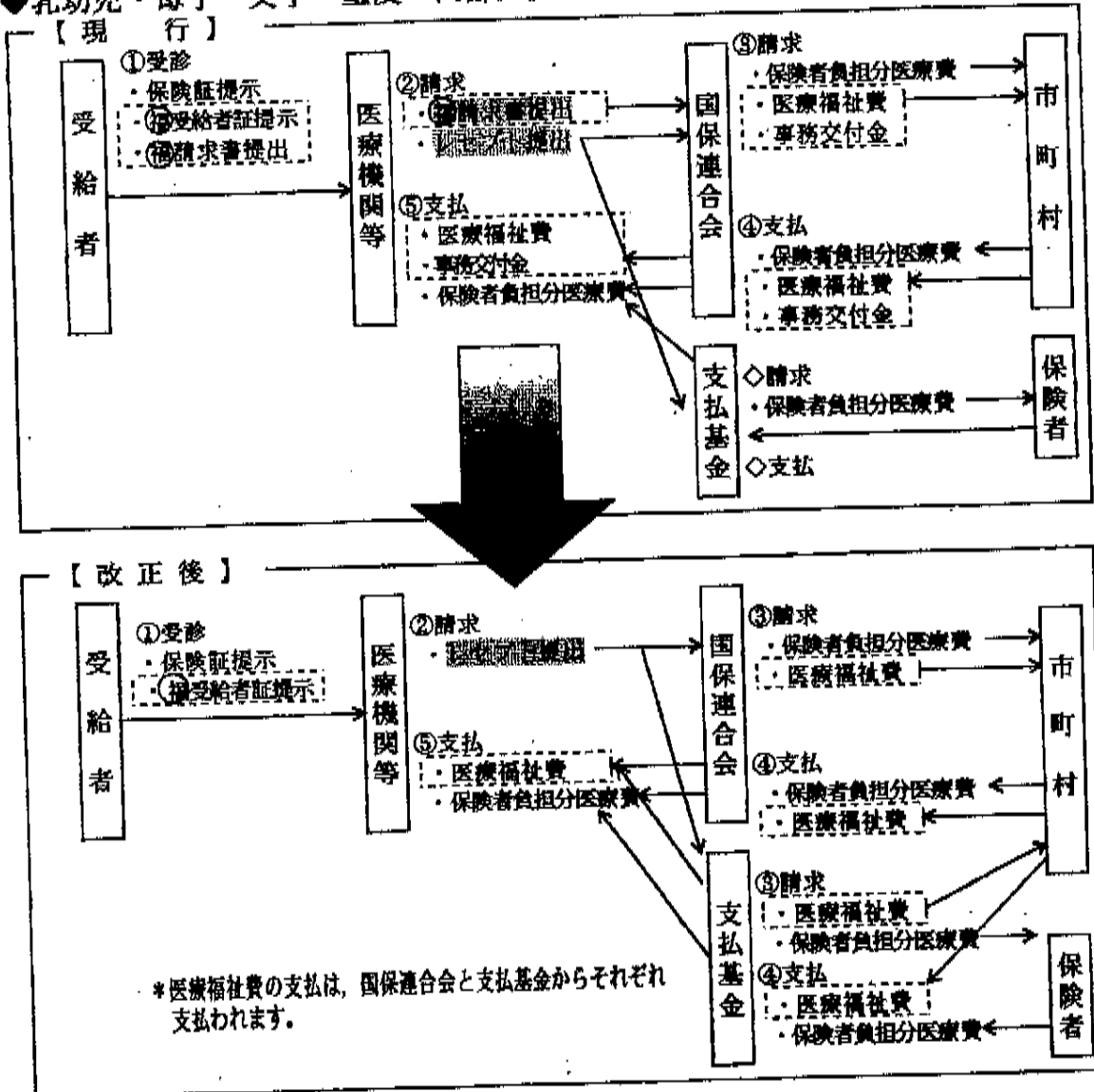
	<改正前>	<改正後>
乳 児	(茨-10・△△△)	⇒ 8108△△△▲
幼児(3歳未満)	(茨-20・△△△)	⇒ 8208△△△▲
幼児(3歳以上)	(茨-21・△△△)	⇒ 8908△△△▲
母 子	(茨-80・△△△)	⇒ 8808△△△▲
父 子	(茨-70・△△△)	⇒ 8708△△△▲
重 度	(茨-30・△△△)	⇒ 8308△△△▲
高 齢 重 度	(茨-50・△△△)	⇒ 8508△△△▲
妊 産 婦	(茨-60・△△△)	⇒ 8608△△△▲

△△△は市町村番号  
▲は機証番号

(妊産婦はレセプト請求はできませんが、番号は変更となります。)

### 3 請求事務処理フロー

#### ◆乳幼児・母子・父子・重度・高齢重度マル福受給者の場合



#### 【診療報酬明細書の記入箇所】

- ・公費負担者番号欄及び公費負担医療の受給者番号欄に記入。
- ・公費請求点数欄（保険請求点数と同点数の場合は記入不要）に記入。
- ・マル福外来自己負担及び入院自己負担が生ずる場合は、公費の負担金額欄（歯科は患者負担額欄）に記入。
- ・マル福重度及び高齢重度受給者で入院時食事療養費標準負担額が生ずる場合は、公費の回数、請求、標準負担額欄に必ず記入。（標準負担額は2分の1ではなく、標準負担額をそのまま記入願います。）

#### 【診療報酬請求書の記入箇所】

- ・公費負担医療欄にマル福分（81～89）を合算して記入願います。

#### ◆妊産婦マル福受給者の場合

妊産婦は償還払いのため、現行どおりの請求事務処理となります。